

4. 制度導入に当たっての留意事項

● 子どもにとって利用しやすい制度の構築

検討会議では、救済機関を実際に利用する立場である子どもの意見を聞くことが欠かせないと考え、直接の意見交換やアンケート調査を実施しました。その結果などを踏まえると、身近で利用しやすい制度にするため、下記の点などの検討が必要です。

相談員の人材

子どもの悩みは一樣ではないため、様々なケースに対応できるよう、年代や性別など多様な人材の配置ができるよう検討するべきです。

相談の手法

電話や面接などのほか、今後はメール相談の検討が必要です。メールは、即時性や情報量の限界などの課題もありますが、身近で利用しやすい手段として意義があります。

相談の日時

子どもからのアンケートでは、休日や平日の夜の時間帯の開設希望が多くあり、柔軟に相談日時を設定することが望まれます。

相談室の場所や雰囲気

子どものニーズに合わせ、必要に応じて自らが出向き話を聞くという「出前相談」の実施を検討するべきです。また、友達同士で気軽に訪れることができるような雰囲気づくりも必要です。

救済機関の広報

子どもにとって利用しやすい機関とするためには、広報面の努力が欠かせません。有効な広報手段を積極的に検討するべきです。

救済機関の名称

実際の運用の際は、子どもたちから愛称を募集するなど、愛着が持てる機関になるよう工夫する必要があります。

● 子ども自身が参加する救済のあり方

子どもは、自分にかかわることに参加し、意見を表明することで、自分の行動に責任を持ち、まちづくりの担い手として健やかに育っていきます。このことから、救済機関に子ども自身がかかわることができないか議論しました。現段階で、直接的にこの機関に子どもをかかわらせることは難しい面もありますが、例えば、学校、施設、地域等の場で、自分たちにかかわる問題について、子ども同士で真剣に考え、議論し、解決を目指す場を設けることで、仲間意識の醸成が図られるような取組を進めていく必要があると考えます。子どもの相談や救済にかかわる様々な場面で、子ども同士で考え、参加することができるよう検討するべきです。



● 子どもの権利条例の広報

救済機関を設置し、現に悩み苦しんでいる子どもたちを救済することも大切ですが、未然に権利侵害を防止するために、子どもたちには「安心して生きる権利」をはじめとする権利があることを、しっかりと広めていく必要があります。そして、子どもにかかわる大人一人ひとりが、子どもの権利の理念、意義をしっかりと認識し、子どもの成長を社会全体で支えるための環境づくりを進めることで、真に子どもの人権が大切にされる社会をつくりあげることが可能になります。

子どもが、自分のことだけでなく、他者のことも考えることができる人へと健やかに成長・発達していくことができるよう、子どもの権利条例が早期に制定されることを強く望みます。